

静岡県告示第6号

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱（令和5年静岡県告示536号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月4日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後										
<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 誓約書（様式第2号）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付の対象</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年4月16日から9月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量</td> <td>電気使用量に1キロワットアワー当たり3.5円を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量</td> <td>電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	交付の対象	交付額	令和5年4月16日から9月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量	電気使用量に1キロワットアワー当たり3.5円を乗じた額	令和5年9月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額	<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 誓約書（様式第2号）</p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、既に本支援金の交付を受けた者については、提出を省略することができる。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付の対象</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年10月から令和6年3月使用相当分として、令和5年4月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量</td> <td>電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	交付の対象	交付額	令和5年10月から令和6年3月使用相当分として、令和5年4月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額
交付の対象	交付額										
令和5年4月16日から9月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量	電気使用量に1キロワットアワー当たり3.5円を乗じた額										
令和5年9月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額										
交付の対象	交付額										
令和5年10月から令和6年3月使用相当分として、令和5年4月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.8円を乗じた額										

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の支援金に適用する。
- この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。